

# 学校給食センター賄材料調達要綱

昭和58年10月26日

改正 平成17年5月12日

改正 令和4年3月1日

## (目 的)

第1条 この要綱は、学校給食センター（以下「センター」という。）の円滑かつ効率的な運用に資するため、別に定めるもののほか、センターの賄材料調達に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (納入希望者の登録)

第2条 センターの賄材料納入を希望する者は、敦賀市の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、学校給食センター賄材料納入参加申請書（様式第1号）により申請しなければならない。
- 3 前項の申請受付は、市長が別に定める期間に行うものとする。ただし、市長が必要と認める事由が生じたときは、随時に申請受付を行うことができる。
- 4 登録の有効期間（以下「有効期間」という。）は令和4年4月1日から2箇年限りとし、以後の有効期間は、令和4年から2の倍数が経過したごとの年の4月1日から2箇年限りとする。ただし、有効期間の途中で登録された者は、当該登録以後最初に到来する有効期間の満了日まで有効とする。
- 5 申請書の提出先は、敦賀市学校給食センターとし、持参又は郵送するものとする。

## (登録の実施)

第3条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、別に定める要件に基づき審査を行い、学校給食センター賄材料の納入に参加する資格を有する者を決定したときは、学校給食センター賄材料納入参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により資格者名簿に登録したときは当該申請者にその旨を通知するものとする。

## (登録の取り消し)

第4条 市長は、資格者名簿に登録されている者が次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を取り消し、若しくは一時効力を停止することができる。

- (1) 前条第1項に定める要件を欠いたとき。

- (2) 賄材料の納入契約、請書及び第7条各号に違背したとき。
- (3) 法令に違反する行為があったとき。
- (4) その他学校給食センター運営審議会が不相当と認めたとき。

(発注の方法)

第5条 市長は、必要とする賄材料をあらかじめ別表第1に例示する品目ごとに区分し、次の各号に掲げる方法により発注するものとする。

- (1) 資格者名簿に登録された者との随意契約
- (2) 資格者名簿に登録された者との見積りによる随意契約
- (3) 資格者名簿に登録された者との指名競争入札による契約

(契約価格の変更)

第6条 市長は、前条第2号及び第3号による契約の後、相場の急変により市場価格等が納入原価総額に相当額以上の変動を与えたと認めるときは、納入者との協議により、未納の賄材料について契約価格を変更することができる。

2 納入者が前項の協議を希望するときは、客観的資料を添えて、その旨を市長に申し出る事ができる。

(納入者の遵守事項)

第7条 納入者は、敦賀市財務規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 提出見本及び入札書若しくは見積書の規格、品質及び量目について正確に納入すること。
- (2) 指定の日時及び場所に納入する事。
- (3) 前各号に違背したときは、検収者の指示により直ちに納入物品を交換若しくは返品を受けるとともに、それに起因する一切の損失に対して賠償の責めを負うこと。
- (4) その他敦賀市及び監督官庁の指示に従うこと。

(調達材料の選定)

第8条 市長は、調達材料の品質及び銘柄の選定について学校給食センター運営審議会の意見を求めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、センターの賄材料調達に関し必要な事項は市長の定めるところによる。

附則

この要綱は、昭和58年10月26日から施行する

附則

この要綱は、平成17年5月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

- ・野菜類
- ・果物類
- ・調味料類
- ・乾物類
- ・麺類
- ・肉類(加工品含む)
- ・水産練製品
- ・豆腐類
- ・パンの添加物類
- ・油脂類
- ・かん詰類
- ・冷凍食品
- ・魚介類
- ・菓子類
- ・こんにゃく